

(仮称)厚木市暴力団排除条例骨子パブリック・コメント実施要領

1 趣旨

(仮称)厚木市暴力団排除条例(以下「条例」という。)は、厚木市における「安心・安全なまちづくり」を推進するため、本市からの暴力団排除に関する基本理念、市や市民等の役割、暴力団排除の基本的事項等について定める。

平成24年2月の条例施行に向け、条例(案)の策定に当たり、(仮称)厚木市暴力団排除条例設置検討委員会の意見等をいただき作成した条例骨子について、広く市民に情報を提供し、市民からの意見を聴取するため、パブリック・コメントを実施する。

2 意見募集の対象

(仮称)厚木市暴力団排除条例骨子

3 意見の募集期間

平成23年8月1日(月)から8月31日(水)まで

4 パブリック・コメント実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ8月1日号及び8月15日号公民館だよりへの掲載依頼
- (2) 厚木市ホームページへの掲載(8月1日から)
- (3) 各地区市民センター(公民館)等へのチラシの配布
- (4) 移動番屋でのチラシの配布
- (5) 条例骨子の閲覧場所等(8月1日から)
 - ア 厚木市役所第二庁舎3階生活安全課
 - イ 厚木市役所本庁舎1階市政情報コーナー
 - ウ 各地区市民センター(公民館)
 - エ あつぎセーフティーステーション番屋
 - オ 本厚木駅連絡所(えきちょこ)・愛甲石田駅連絡所
 - カ 市ホームページ

5 意見提出資格

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者

6 意見の提出方法等

意見については、所定の様式又は任意の様式で次のとおり提出するものとする。

(1) 提出先

厚木市役所第二庁舎3階生活安全課

各地区市民センター（公民館）などにある「わたしの提案」箱への投函も可

(2) 提出方法

任意様式の場合、「(仮称)厚木市暴力団排除条例骨子について」と明記し、郵便番号、住所、氏名、電話番号、意見等を記載し提出する。(8月31日必着)

ア 持参の場合・・・厚木市役所第二庁舎3階生活安全課

イ 郵送の場合・・・〒243-8511 厚木市役所生活安全課あて

ウ ファックス・・・(046) 221-0260

エ 電子メール・・・3450@city.atsugi.kanagawa.jp

7 意見の取扱い

- (1) 提出された意見は、(仮称)厚木市暴力団排除条例(案)の策定に当たり参考とする。
- (2) 提出された意見は、概要を類型化し、市の考え方を付して、後日、厚木市ホームページ及び市政情報コーナーで公表する。
- (3) 提出された意見に対しては、個別の回答はしない。
- (4) 提出された意見は、個人情報を除き公開する場合がある。

閲覧用

(仮称)厚木市暴力団排除条例骨子についてのご意見を募集

ご意見の募集期間

平成23年8月1日(月)から8月31日(水)(必着)

《ご意見を提出できる方》

- 市内に住所を有する方
- 市内において活動を行う個人及び法人その他の団体の方
- 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- 市内の学校に在学する方

《提出先》

厚木市協働安全部生活安全課 厚木市役所第二庁舎3階

《提出方法》

応募用紙若しくは、任意の用紙に住所、氏名(法人その他の団体にあつては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、在住・在勤・在学・市内において活動を行う個人及び法人その他の団体の方の別を明記して、市役所生活安全課へ持参、郵送、ファックス、電子メールでご提出ください。

- 持参の場合・・・厚木市役所第二庁舎3階生活安全課
- 郵送の場合・・・〒243-8511 厚木市役所生活安全課
- ファックス・・・(046) 221-0260
- 電子メール・・・3450@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 件名を「厚木市暴力団排除条例骨子について」としてください。

※ 閲覧場所にある「わたしの提案」箱への投函も可能です。

※ 電話でのご意見は受け付けません。また、提出されたご意見の原稿などは返却いたしませんのでご了承ください。

《条例骨子の閲覧場所》

市役所生活安全課(第二庁舎3階)、市政情報コーナー(本庁舎1階)、各地区市民センター(公民館)、駅連絡所、あつぎセーフティーステーション番屋(あつぎにぎわい処)、市ホームページ

《ご意見に関する考え方の公表》

いただいたご意見の概要に、市の考え方を付して公表いたします。(個別の回答はいたしません。)

【お問い合わせ】 協働安全部 生活安全課 (046) 225-2148 (直通)

(仮称) 厚木市暴力団排除条例骨子

【条例制定の背景】

昨今の暴力団は、自らを暴力団であることをことさらに隠し、一般的な会社名を使用するなど、社会経済活動に深く食い込み、更には、賭博、麻薬の売買、違法風俗、振り込め詐欺などの犯罪行為を通じ、資金繰りを行っています。

本市では、平成14年に暴力団の抗争事件が発生し、市民・警察関係団体・市による暴力団排除の取り組みを行った経緯があります。

暴力団排除を推進し、市民の誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会を実現するためには、暴力団排除の基本理念等を明確にし、市民、事業者、警察、行政が一体となった取組が必要不可欠となります。

このようなことから、全国的に暴力団排除条例の機運が高まり、神奈川県でも平成23年4月1日に「神奈川県暴力団排除条例」が施行されたところです。

本市は、平成22年11月に国内3番目となるセーフコミュニティの認証を取得し、市民総ぐるみで「安心・安全なまちづくり」に取り組んでいます。

このため、本市においても、神奈川県暴力団排除条例を踏まえ、(仮称)厚木市暴力団排除条例を制定し、より一層の「安心・安全なまちあつぎ」を推進していくものです。

【条例の骨子】

1 条例制定の目的

本市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、市の責務、市民や事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、セーフコミュニティを推進し、市民が安心して安全に暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とします。

2 条例の基本理念

暴力団排除は、暴力団が市民生活に不当な影響を与える存在であるという認識の下に、「暴力団を恐れない」、「暴力団に協力しない」、「暴力団を利用しない」ことを基本として、市、市民等、県その他の地方公共団体、県警察本部その他の関係機関及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、協働して推進するものとします。

3 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に実施するものとします。
- (2) 市は、施策の実施に当たっては、市民及び事業者の協力を得るとともに、暴力団排除を目的とした団体との連携を図るよう努めるものとします。
- (3) 市は、県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供などの協力を行うよう努めるものとします。

4 市民及び事業者の役割

市民及び事業者は、基本理念にのっとり、市が取り組む暴力団排除に関する施策に協力するなど、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

5 市の事務事業等からの暴力団排除

- (1) 市は、暴力団員等※による市職員等への不当な要求に対して、指針や体制の整備等の必要な措置を講ずるものとします。
※ 暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 市は、市の契約事務における暴力団排除について、暴力団の利益になることなどがないように、必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 市は、市からの給付金の交付における暴力団排除について、暴力団の利益になることなどがないように、必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 市は、市が設置する公の施設における暴力団排除について、暴力団の利益になることなどがないように、必要な措置を講ずるものとします。

6 市民及び事業者に対する支援

市は、市民及び事業者が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるように、県、県警察本部その他の関係機関等との連携を図りながら、暴力団排除に必要な情報の提供などの支援を行うものとします。

7 広報及び啓発

市は、市民等が暴力団排除に関する理解を深めるとともに、暴力団排除の機運を醸成するための広報及び啓発を行うものとします。

8 推進体制の整備

市は、県警察本部その他の関係機関と連携し、暴力団排除のために必要な意見の聴取や情報の交換等が円滑に行われるよう、推進体制を整備するものとします。

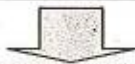
9 委任

条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるものとします。

◇ ◆今後のスケジュール◆ ◇

～平成24年1月1日の条例施行を目指します～

パブリック・コメントの実施
《平成23年8月1日～31日》



条例案の作成等
《平成23年9月～11月》



議会への提案
《平成23年12月》



議会での議決、条例施行

【平成 年 月 日 提出】

| | |
|---------------------------|---|
| 住所 (所在) | 〒 |
| 氏名 (名称) | |
| 電話番号 (連絡先) | |
| 区分 (あてはまるものに○をお願いします。) | 1 厚木市内に住所を有している。 2 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体 3 厚木市内の事務所又は事業所に勤務している。 4 厚木市内の学校に在学している。 |

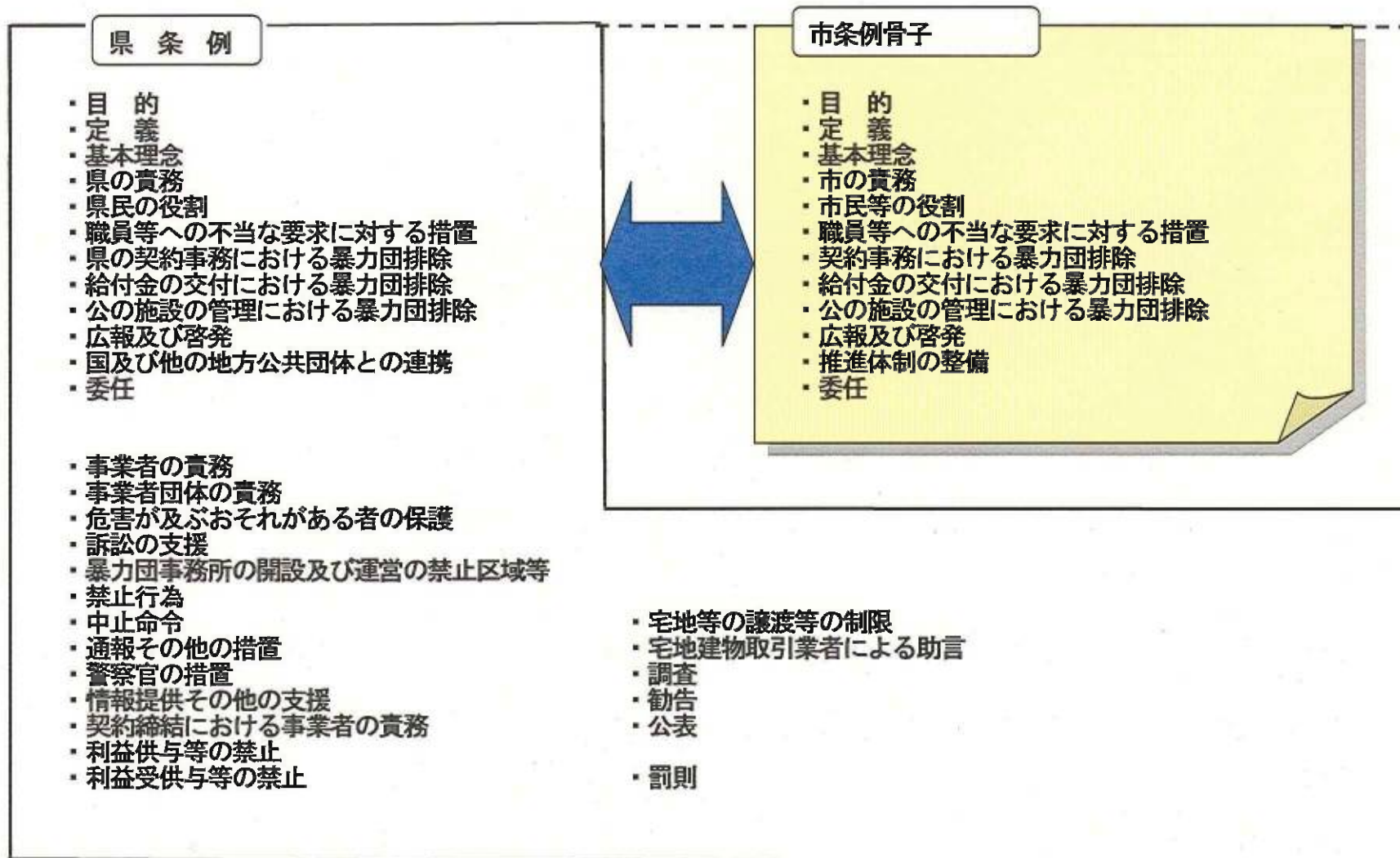
【御意見等】

- 意見の募集期間 平成23年8月1日(月)から8月31日(水)(必着)まで
- 意見の提出先 厚木市協働安全部生活安全課
- 意見の提出方法
 - 持参の場合・・・厚木市役所第二庁舎3階生活安全課
 - 郵送の場合・・・〒243-8511 厚木市役所生活安全課
 - ファックス・・・(046) 221-0260
 - 電子メール・・・3450@city.atsugi.kanagawa.jp

※件名を「厚木市暴力団排除条例骨子について」としてください。
 ※閲覧場所にある「わたしの提案」箱への投函も可能です。

問い合わせ先： 協働安全部 生活安全課 生活安全係
 電話 (046) 225-2148 (直通)

神奈川県暴力団排除条例と（仮称）厚木市暴力団排除条例骨子との関係





横弁発第1504号
2011年(平成23年)7月7日

厚木市長
小林 常良 殿

横浜弁護士会
会長 小島 周



会長声明の送付について

当会は、2011年(平成23年)7月6日開催の常議員会において、「市町村暴力団排除条例の早期制定を求める会長声明」を採択いたしました。

ここに声明文をお送りいたしますので、その趣旨をご理解いただき、積極的な取り組みをなされますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ

横浜弁護士会 事務局 茜
〒231-0021 横浜市中区日本大通9
TEL: 045-211-7701
FAX: 045-212-0333



市町村暴力団排除条例の早期制定を求める会長声明

1 声明の趣旨

神奈川県内33市町村のうち暴力団排除条例が制定されていない市町村において、すみやかに同条例を制定するよう求める。

2 声明の理由

(1) 暴力団は、その団体の構成員である暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であって(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号)、その共通した性格は、その団体の威力を利用して暴力団員に資金獲得活動を行わせて利益の獲得を追求するところにある。暴力団が市民生活や企業・行政活動に悪手を伸ばすようになって久しく、神奈川県内においても暴力団員による銃器発砲事件が発生するなど、暴力団は、市民生活や企業・行政活動に対する重大な脅威となっている。

(2) 暴力団が違法に獲得した経済的利益を次の収益増強のための活動資金として用いることで組織の維持拡大を図るものである以上、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって市民の自由と権利を保護するためには、その資金獲得活動を規制することにより暴力団を弱体化させることが何より求められるところである。

(3) 当会も平成11年に神奈川県警察及び、(公財)神奈川県暴力追放推進センターと、民事介入暴力事案等に対する連携についての協定(民暴三者協定)を結び、この協定に基づき、これまで、暴力団同士の拳銃発砲による殺害事件を契機とした人格権に基づく暴力団事務所の明滅し、指定暴力団トップである稲川会総裁に対する使用者責任を追究した損害賠償請求訴訟等といった各暴力団排除活動を支援してきた。

(4) 現在、暴力団排除の動きは、全国に広がっており、神奈川県を除く46都道府県で暴力団排除条例が制定され、神奈川県においても、平成23年4月1日より暴力団排除条例(以下「県条例」という。)が施行されるに至っている。

同条例では、暴力団事務所の新設の禁止、少年の暴力団事務所への立ち入らせの禁止、暴力団への利益供与等の禁止及び県の公共工事等すべての契約からの暴力団やその共生者(暴力団に資金を提供するなどして、暴力団の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人やグループで、表面的には暴力団との関係を隠しながら、その裏で暴力団の威力、資金力等を利用して自らの利益拡大を図る者)の排除等、資金獲得活動対策が整備されている。

(5) しかしながら、現状において県条例の制定だけでは、市町村職員等への不当な要求に対する措置、市町村の契約事務における暴力団排除、給付金の給付等における暴力団排除及び公の施設における暴力団排除を全うすることができない。このような現状に照らし、暴力団の資金獲得活動を規制し、暴力団組織の弱体化をはかるためには、県条例の制定のみならず、神奈川県内の33市町村すべてにおいて、暴力団排除条例が制定される必要がある。

また、暴力団排除対策は、社会全体で取り組むことで効果を発揮するものであり、県内すべての市町村が連携して対策を講ずる必要もある。すなわち、ひとつの自治体でも市町村条例が整備されないと、当該市町村に悪影響を被って暴力団やその共生

者が公共事業に参入して資金獲得活動を行うことを許すことになるのであって、市町村条例が効果を発揮するためには、県内すべての市町村の足並みがそろわなければならないのである。

(6) 現在、暴力団排除条例が制定された市町村は茅ヶ崎市・三浦市・海老名市・大井町・松田町・山北町・開成町・沼子市・平塚市・綾瀬市・中井町・湯河原町の12市町村であり、議会上議中又はそのことが計画されている市町村は20市町村であるが、横浜狭野市においては制定の時期等について不確定な状況にある。

(7) 神奈川県内における市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって市民の自由と権利を保護するために、県条例が施行されたこの時期に機を逸することなく、神奈川県内の33市町村すべてにおいて暴力団排除条例を制定するべきである。

2011年(平成23年)7月7日

横浜弁護士会

会長 小島 岡

